

豊川・天竜川圏域
総合流域防災協議会規約

事務局

国土交通省 豊橋河川事務所

豊川・天竜川圏域総合流域防災協議会規約

第1条 名称

本会の名称は、「豊川・天竜川圏域総合流域防災協議会」と称する。

第2条 目的

本会は、国と県等が水害・土砂災害対策の当面の課題や整備状況等に関して、情報共有・意見交換等を行うとともに、共通の認識のもとに連携し、双方の施行事業の進め方について調整し、効果的・効率的に安全度の向上を図っていくものである。

第3条 会務

本会は、以下の項目について調整・整理を図り、可能なものから順次実施していくこととする。

- (1) 水害・土砂災害対策の当面の課題や整備状況等
- (2) 国・県等の施行事業に係る今後の当面の進め方
- (3) 施設整備と一体的に推進すべきソフト対策
- (4) その他、本会で必要と認める事項

第4条 組織等

本会は、原則、別表のメンバーで構成するものとし、必要に応じて、関係部局等を追加できるものとする。

第5条 開催等

- 1 本会は、次のとおり年2回の開催を原則とし、必要に応じて、適宜追加開催するものとする。
 - (1) 年度当初(4～5月頃)
 - (2) 出水期後(11月頃)
- 2 本会の円滑な運営と進行を統括するため、座長をおく。
- 3 本会の召集は、座長が行う。
- 4 座長は、中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

第6条 事務局

本会の事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所内に置く。

第7条 疑義

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、本会で協議するものとする。

附則

この規約は、平成17年6月6日から施行する。

別表

豊川・天竜川圏域総合流域防災協議会 構成員

機関名等	構成メンバー
愛知県	建設部 河川課長 砂防課長 新城設楽建設事務所長 東三河建設事務所長
中部地方整備局	中部地方整備局河川部 地域河川調整官 河川計画課長 地域河川課長 河川管理課長 設楽ダム工事事務所長 浜松河川国道事務所長 豊橋河川事務所長
(事務局)	豊橋河川事務所